

度の所得の金額として政令で定める金額の三分の一に相当する金額を超えるときは、当該三分の二は、当該三分の一に相当する金額）以下の金額を損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により余金の処分により積立金として積み立てる方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたとして積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 省 略

二 累積限度基準額から、当該事業年度終了の日における前事業年度（指定会社の当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、指定会社のその前日を含む連結事業年度。以下この号及び第三項において「前事業年度等」という。）から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額（当該事業年度終了の日において第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前事業年度等から繰り越された同項の中止国際空港整備準備金の金額（以下この号において「連結中部国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結中部国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日までに第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した後の金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

省 略

3 | 2 | 第一項の中止国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中止国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社の前項に規定する適用事業年度の最後の事業年度後（同項に規定する期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度）終了の日において、前事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該中部国際空港整備準備金の金額については、当該中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が当該前事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

して政令で定める金額の三分の一に相当する金額を超えるときは、当該三分の二に相当する金額）以下の金額を損金経理の方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法により中部国際空港整備準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 同 上

二 累積限度基準額から、当該事業年度終了の日における前事業年度（指定会社の当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、指定会社のその前日を含む連結事業年度。以下この号及び第七項において「前事業年度等」という。）から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額（当該事業年度終了の日において第六十八条の五十七第五項の中部国際空港整備準備金を積み立てている指定会社の前事業年度等から繰り越された同項の中部国際空港整備準備金の金額（以下この項において「連結中部国際空港整備準備金の金額」という。）がある場合には当該連結中部国際空港整備準備金の金額を含むものとし、当該事業年度終了の日までに第八項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第八項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第七項の規定により益金の額に算入された金額（同条第七項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した後の金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

同 上

7 | 6 | 第五項の中止国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第五項の中止国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社の前項に規定する適用事業年度の最後の事業年度後（同項に規定する期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後連結事業年度に該当しないこととなつた事業年度以後の各事業年度）終了の日において、前事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額がある場合には、当該中部国際空港整備準備金の金額については、当該中部国際空港整備準備金として積み立てた金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（当該計算した金額が当該前事業年度等から繰り越された中部国際空港整備準備金の金額を超える場合には、当該繰り越された金額）に相当する金額を、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

する。

4| 指定会社が、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てておる場合において、次の各号に掲げる場合（適格合併により中部国際空港を移転した場合を除く。）に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、指定会社のその該当することとなつた日を含む事業年度（第一号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 中部国際空港の設置及び管理の事業を廃止した場合 当該廃止の日における中部国際空港整備準備金の金額

二 合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合 当該合併直前の中部国際空港整備準備金の金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における中部国際空港整備準備金の金額

四 前項、前三号、次項及び第六項の場合において中部国際空港整備準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における中部国際空港整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5| 指定会社が、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てておる場合において、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたときは、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日における中部国際空港整備準備金の金額は、政令で定めるところにより、指定会社のその日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の

8|

会社又は指定会社が、第一項の関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた同条第五項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている場合において、次の各号に掲げる場合（適格合併により関西国際空港又は中部国際空港を移転した場合を除く。）に該当することとなつたときは、当該各号に定める金額に相当する金額は、会社又は指定会社のその該当することとなつた日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 関西国際空港又は中部国際空港の設置及び管理の事業を廃止した場合 当該廃止の日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額

二 合併により合併法人に関西国際空港又は中部国際空港を移転した場合 当該合併直前の関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額

四 第四項、前項、前三号、次項及び第十項の場合において関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

9| 会社又は指定会社が、第一項の関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた同条第五項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている場合において、青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした日（その届出書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日における中部国際空港整備準備金の金額は、政令で定めるところにより、会社又は指定会社のその日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の

金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該中部国際空港整備準備金の金額については、前二項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

6| 第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該関西国際空港整備準備金の金額又は中部国際空港整備準備金の金額については、第四項、前二項、第十二項及び第十三項の規定は、適用しない。

7| 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

8| 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中止国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている指定会社が適格合併により合併法人に中部国際空港を移転した場合（第六十八条の五十七の二第六項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあらるのは「者又は中部国際空港の設置及び管理の事業を営む者でないとき」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条の二第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第六項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

10| 第一項の関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた同条第五項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書による申告を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書により提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書による申告を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における中部国際空港整備準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、前三項、第八項及び第九項の規定は、適用しない。

11| 第五十五条の五第六項の規定は、第一項又は第五項の規定を適用する場合について準用する。

12| 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の関西国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第一項の関西国際空港整備準備金を含む。）又は第五項の中部国際空港整備準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七第五項の中部国際空港整備準備金を含む。）を積み立てている会社又は指定会社が適格合併により合併法人に関西国際空港又は中部国際空港を移転した場合（第六十八条の五十七第十項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「同項」とあるのは「第五十七条の七第三項又は第五項」と、「同項」とあるのは「

9) 前項において準用する第五十五条第十一項に規定する合併法人のその合併の日

を含む事業年度における第三項の規定の適用については、政令で定める。

第五十七条の九 削除

(社会・地域貢献準備金)

これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七第十項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。
13) 前項において準用する第五十五条第十一項に規定する合併法人のその合併の日を含む事業年度における第四項又は第七項の規定の適用については、政令で定める。

2)

一兆円から前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その前日を含む連結事業年度。以下この号及び第三項において「前事業年度等」という。）から繰り越された社会・地域貢献準備金の金額（当該事業年度終了の日ににおいて第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金の金額（以下この号において「連結社会・地域貢献準備金の金額」という。）がある場合には当該連結社会・地域貢献準備金の金額）とし、当該事業年度終了の日までに第四項若しくは第五項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項又は第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれららの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

前項に規定する適用事業年度とは、積立期間（平成十九年十月一日から次に掲

げる日のいざれか早い日までの期間をいう。次項において同じ。) 内の日を含む各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併(適格合併を除く。)により基金を移転する場合の当該合併の日の前日を含む事業年度を除く。)をいう。

一 平成二十九年九月三十日

二 日本郵政株式会社法第十三条第二項の規定により基金に積み立てた金額の合計額から同条第四項ただし書の規定により基金を取り崩した金額の合計額を控除した残額が最初に一兆円に達した日(その達した日が事業年度終了の翌日から当該事業年度の決算の確定の日までの期間内の日である場合(当該事業年度の同条第二項に規定する利益金の額に係る基金の積立てを当該期間内において剩余金の処分により行つている場合に限る。)には、当該事業年度終了の日)

3|

第一項の社会・地域貢献準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八条の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。)を積み立てている日本郵政株式会社が、積立期間の末日を含む事業年度(当該積立期間の末日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該積立期間の末日を含む連結事業年度)終了の日の翌日から十年を経過した日を含む事業年度(当該経過した日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該経過した日を含む連結事業年度。以下この項において「基準事業年度等」という。)以後の各事業年度終了の日において、前事業年度等から繰り越された社会・地域貢献準備金の金額(以下この項において「社会・地域貢献準備金残額」という。)がある場合には、当該基準事業年度等の開始の日における社会・地域貢献準備金の金額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを百二十で除して計算した金額(当該計算した金額が社会・地域貢献準備金残額を超える場合には、当該社会・地域貢献準備金残額)に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4| 第一項の社会・地域貢献準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八条の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。)を積み立てている日本郵政株式会社が、社会・地域貢献資金の交付の財源に充てるため日本郵政株式会社法第十三条第四項ただし書の規定により基金を取り崩した場合には、その取り崩した金額(当該取り崩した金額がその取り崩した時における社会・地域貢献準備金の金額を超える場合には、当該取り崩した時における社会・地域貢献準備金の金額)に相当する金額は、その取り崩した日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により基金を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 合併により合併法人に基金を移転したことにより基金を有しないこととなつた場合 その合併の直前における社会・地域貢献準備金の金額

二 解散した場合（合併により解散した場合を除く。） その解散の日における社会・地域貢献準備金の金額

三 前二項及び前二号の場合以外の場合において社会・地域貢献準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における社会・地域貢献準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における社会・地域貢献準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該社会・地域貢献準備金の金額については、前三項、第十項及び第十一項の規定は、適用しない。

7 第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の

届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。)は、当該事業年度終了の日ににおける社会・地域貢献準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第三項から前項まで、第十項及び第十一項の規定は、適用しない。

第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第一項の規定による月並みを合して、翌月で

第五十五条第十一項から第十三項までの規定は、第一項の社会・地域貢献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社会・地域貢献準備金を含む。）を積み立ててゐる日本郵政株式会社が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の五十八の二第八項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、同条第十三項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の五十八の二第八項」とあるのは「第五十七条の九第一項及び第三項」の「と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第八項において準用する第六十八条の四十三第十項」と「第三項中」とあるのは「第五十七条の九第三項中」と読み替えるものとする。

「第三項中」とあるのは「第五十七条の九第三項中」と読み替えるものとする
第五十五条第十四項、第十六項及び第十七項の規定は、第一項の社会・地域貢
献準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八の二第一項の社
会・地域貢献準備金を含む。）を積み立てている日本郵政株式会社が適格分割型
分割により基金に係る資産を移転した場合（当該適格分割型分割に係る分割承継
法人が社会・地域貢献資金を交付したこととなつた場合に限り、第六十八条の五
十八の二第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合にお
いて、第五十五条第十六項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六
十八条の五十八の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、
同条第十七項中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五
八の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項の」
とあるのは「第五十七条の九第一項及び第三項の」と、「同項」とあるのは「こ
れらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十八の二第九項

において準用する第六十八条の四十三第三項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の九第三項中」と読み替えるものとする。

- 12 第八項に定めるものほか、第一項から第七項まで及び前三項の規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業等の貸倒引当金の特例)

第五十七条の十 法人で各事業年度終了の時において法人税法第五十二条第一項第一号イからハまでに掲げる法人（保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。次項において「中小法人」という。）に該当するものが同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかるわらず、当該事業年度終了の時における同項に規定する一括評価金銭債権（当該法人が当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。次項において同じ。）の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額。次項において同じ。）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とことができる。

2 法人で法人税法第五十二条第六項に規定する適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に中小法人に該当するものが同項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかるわらず、当該適格分割等の直前の時における当該適格分割等により移転する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とすることができる。

3 省略

(沖縄の認定法人の所得の特別控除)

第六十条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する指定の日以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過するまでの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限る。）において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する

において準用する第六十八条の四十三第三項」と、「第三項中」とあるのは「第五十七条の九第三項中」と読み替えるものとする。

- 12 第八項に定めるものほか、第一項から第七項まで及び前三項の規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

(中小企業等の貸倒引当金の特例)

第五十七条の十 法人で各事業年度終了の時において法人税法第五十二条第一項第一号イからハまでに掲げる法人に該当するもの（保険業法に規定する相互会社及びこれに準ずるものとして政令で定めるものと同じ。）が同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかるわらず、当該事業年度終了の時における同項に規定する一括評価金銭債権（当該法人が当該法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対して有する金銭債権を除く。次項において同じ。）の帳簿価額（政令で定める金銭債権にあつては、政令で定める金額を控除した残額。次項において同じ。）の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する政令で定めるところにより計算した金額とることができる。

2 法人が法人税法第五十二条第六項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定にかかるわらず、同項に規定する適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合における当該適格分割等により移転する一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をもつて、同項に規定する一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額とすることができる。

3 同上

(沖縄の認定法人の所得の特別控除)

第六十条 青色申告書を提出する内国法人で各事業年度終了の日において次の表の各号の上欄に掲げる法人に該当するもの（当該各号の上欄に規定する同意又は指定の日（同表の第二号の上欄に規定する指定のうち政令で定める指定にあつては、政令で定める日）以後に設立されたもので、当該各号の中欄に掲げる地区内に本店又は主たる事務所を有するものに限る。）が、当該各事業年度（当該内国法人の設立の日から同日以後十年を経過するまでの期間（当該内国法人が合併により設立された法人である場合その他の政令で定める場合には、当該期間のうち政令で定める期間）内に終了する事業年度に限る。）において、当該地区内において行われる当該各号の下欄に掲げる事業（当該地区以外の地域において行われる当該事業に関連する

事業として政令で定める事業を含む。)に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の四十に相当する金額(同表の第三号の上欄に掲げる法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の二十に相当する金額を限度とする。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	地 区	事 業
一 沖縄振興特別措置法第三十条第一項の規定による認定を同法第二十九条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同項の規定により情報通信産業特別地区として指定された地区(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)	同法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業
二 沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十二条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された地区(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)	同法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業
三 沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十九年三月三十一日までの間に受けた法人	同項の規定により金融業務特別地区として指定された地区(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)	同法第五十六条第一項に規定する金融業務に係る事業

定又は第四十五条若しくは同条の規定に係る第五十二条の三第一項若しくは第十一項の規定の適用を受ける事業年度を除く。)において、当該地区内において行わる当該各号の下欄に掲げる事業に係る所得の金額として政令で定める金額を有する場合には、当該金額の百分の三十五に相当する金額(同表の第三号の上欄に掲げる法人にあつては、同号の中欄に掲げる地区内において同号の下欄に掲げる事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の二十に相当する金額を限度とする。)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	地 区	事 業
一 沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十二条第一項の規定による指定の日から平成二十四年三月三十一日までの間に受けた法人	同法第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計画において同法第二十一条第三項第二号に規定する情報通信産業特別地区として定められている地区	同上
二 沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の規定による認定を同法第四十二条第一項の規定による指定の日から平成二十四年三月三十一日までの間に受けた法人	同項の規定により特別自由貿易地域として指定された地区(同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区)	同法第四十四条第一項に規定する製造業、倉庫業又はこん包業
三 沖縄振興特別措置法第五十六条第一項の規定による認定を同法第五十五条第一項の規定による指定の日から平成二十四年三月三十一日までの間に受けた法人	同上	同上

受けた法人

2| 前項の規定は、次に掲げる規定の適用を受ける事業年度については、適用しない。

一 第四十二条の九の規定
二 第四十五条の規定

三 第四十五条の規定に係る第五十二条の二第一項又は第四項の規定
四 第四十五条の規定に係る第五十二条の二第一項から第三項まで、第十一項又は第十二項の規定

3| 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

4| 省略

5| 6| 第一項の表の各号の中欄に掲げる地区に変更があつた場合における同項に規定する指定の日、同項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 省略

2・3 省略

4| 第一項の規定を受けた特定農業用機械等については、第五十三条第一項各号に掲げる規定（第四十六条及び第四十六条の二並びにこれらの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

5 省略

(交際費等の損金不算入)

第六十一条の四 法人が平成十八年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で

受けた法人

2| 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により損金の額に算入される金額は、当該申告に係るその損金の額に算入されるべき金額に限るものとする。

3| 同上

5| 第一項の表の各号の中欄に掲げる地区に変更があつた場合における同項に規定する同意又は指定の日、同項の規定の適用を受けた法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(農用地等を取得した場合の課税の特例)

第六十一条の三 同上

2・3 同上

4| 第一項の規定を受けた特定農業用機械等については、第五十三条第一項各号に掲げる規定（第四十六条から第四十六条の三まで及びこれらとの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

5 同上

(交際費等の損金不算入)

第六十一条の四 法人が平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で

定める法人にあつては、政令で定める金額)が一億円以下である法人(法人税法第一条第九号に規定する普通法人のうち当該事業年度終了の日において同法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するものを除く。)については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額)は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一・二 省略

2~4 省略

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人(法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。)は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成二十六年三月三十日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対しても課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項(第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分比を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2~5 省略

6 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省 略

二 第四十二条の四(第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九及び第四十二条の十一から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条」とあるのは「次条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」と

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十二条 法人(法人税法第二条第五号に規定する公共法人を除く。以下この項において同じ。)は、その使途秘匿金の支出について法人税を納める義務があるものとし、法人が平成六年四月一日から平成二十四年三月三十日までの間に使途秘匿金の支出をした場合には、当該法人に対しても課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、同法第六十六条第一項から第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項(第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条の三第一項及び第八項、第六十三条第一項、第六十七条の二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該使途秘匿金の支出の額に百分比を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2~5 同 上

一 同 上

二 第四十二条の四(第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十一第二項中「並びに次条」とあるのは「次条並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「前条第二項、第三項及び第五项並びに第六十二条第一項」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」と

のは「前条並びに第六十二条第一項」とする。

7・8省略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対し課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用がされるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

2・3省略

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

一・八省略

九 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求若しくは同法第五十六条第一項の申出に基づくマンション建替事業（同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業をいい、良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）の施行者（同法第二条第一項第五号に規定する施行者をいう。以下この号において同じ。）に対する土地等の譲渡又は同法第二条第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同項第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの（前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

7・8同上
あるのは「前条並びに第六十二条第一項」とする。

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十二条の三 法人が土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対し課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第八項、次条第一項、第六十七条の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地の譲渡等（次条第一項の規定の適用がされるものを除く。）に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4・2・3同上

九 マンションの建替えの円滑化等に関する法律第十五条第一項若しくは第六十四条第一項若しくは第三項の請求若しくは同法第五十六条第一項の申出に基づくマンション建替事業（同法第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業をいい、良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）の施行者（同法第二条第一項第五号に規定する施行者をいう。以下この号において同じ。）に対する土地等の譲渡又は同法第二条第六号に規定する施行マンションが政令で定める建築物に該当し、かつ、同項第七号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であるマンション建替事業の施行者に対する土地等（同法第十一条第一項に規定する隣接施行敷地に係るものに限る。）の譲渡で、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの（前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十五十六 省略

5・7 省略

十五十六 同上

5・7 同上

8 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対して課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで並びに第百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七條の二第一項及び第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡による譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

9・10 省略

11 第一項又は第八項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 省略

二 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六、第四十二条の九及び第四十二条の十一から第四十二条の十三までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項及び第四十二条の九第一項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第一項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」とあるの、前条並びに第六十二条の三」とする。

12・13 省略

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

十五十六 同上

5・7 同上

8 第五項の規定（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十二第一項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第一項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条の三」とする。

9・10 同上

11 同上

一 同上

二 第四十二条の四（第四十二条の四の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十二条の五、第四十二条の六及び第四十二条の九から第四十二条の十二までの規定の適用については、第四十二条の四第一項、第四十二条の五第二項、第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項及び第四十二条の十二第一項中「並びに第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二並びに第六十二条の三」と、第四十二条の十一第一項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十二条の三」と、第四十二条的十二第一項中「並びに前条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、「前条第二項、第三項及び第五項並びに第六十二条の三」と、第四十二条的十三第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに第六十二条の三」とする。

12・13 同上

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対し
て課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項か
ら第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一
項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四
十二条の十一第五項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七条の
二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかる
、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等
に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した
金額とする。

2-7 省略

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六十四条 省略

2-5 省略

6 第一項の規定の適用を受けた資産については、第五十三条第一項各号に掲げる
規定（第四十六条及び第四十六条の二並びにこれららの規定に係る第五十二条の三
の規定を除く。）は、適用しない。

7-12 省略

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第六十五条の四 法人の有する土地等が次の各号に掲げる場合に該当することとな
った場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡に
より取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。
）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の
価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出し
たときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の
譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交
換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額
を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該
当することとなつた土地等のいづれについても第六十五条の七から第六十五条の
九まで又は第六十五条の十一から第六十六条の二までの規定の適用を受けないと
きは、その超える部分の金額と千五百万円（当該譲渡の日の属する年における譲

第六十三条 法人が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合には、当該法人に対し
て課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項か
ら第三項まで並びに第一百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一
項（第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の九第四項、第四
十二条の十一第五項、第六十二条第一項、前条第一項及び第八項、第六十七条の
二第一項並びに第六十八条第一項その他法人税に関する法令の規定にかかる
、これらの規定により計算した法人税の額に、当該短期所有に係る土地の譲渡等
に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した
金額とする。

2-7 同上

（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例）

第六十四条 同上

2-5 同上

6 第一項の規定の適用を受けた資産については、第五十三条第一項各号に掲げる
規定（第四十六条から第四十六条の三まで及びこれららの規定に係る第五十二条の
三の規定を除く。）は、適用しない。

7-12 同上

（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第六十五条の四 同上

渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、又は損金の額に算入する金額（第六十八条の七十五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

三 一団の宅地の造成に関する事業（次のイ又はロのいづれか及びハに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）の用に供するために、平成六年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間に、買い取られる場合（当該事業により造成される宅地の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には政令で定める場合に限る。）

イ・ロ 省 略

一・二 同 上

三 一団の宅地の造成に関する事業（次のイ及びニ又はロ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）又は一団の住宅建設に関する事業（次のハ及びニに掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）の用に供するために、平成六年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に、買い取られる場合（当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除くものとし、当該一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われるものである場合には政令で定める場合に限る。）

イ・ロ 同 上

ハ 当該一団の住宅建設が都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであり、かつ、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のこと（当該建設される住宅のうちに当該事業の用に供するために土地等が買い取られる者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲住宅」という。）がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうちに優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除了した戸数が五十戸以上のこと。）その他政令で定める要件を満たすものであること。

二 当該造成される宅地（優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの）の分譲が公募の方法により行われるものであること。

四・二十五 省 略

2~5 同 上

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第六十五条の七 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）が、昭和四十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（次の表の第九号の上欄

（特定の資産の買換えの場合の課税の特例）

第六十五条の七 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）が、昭和四十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（次の表の第九号の上欄

に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上有する権利をいう。以下第六十五条の九までにおいて同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（の条において同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十二項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲 渡 資 産	買 換 資 産
一 省 略	省 略
一 市街化区域又は既成市街地等内にある農業の用に供される土地等、建物又は構築物	市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう

に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上有する権利をいう。以下第六十五条の九までにおいて同じ。）を除く。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産（第四項及び第十二項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。）を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。）に供したとき（当該事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときを除く。）又は供する見込みであるとき（適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。）は、当該買換資産につき、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額（以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。）の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を当該事業年度の確定した決算において積立金として積み立てる方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲 渡 資 産	買 換 資 産
一 同 上	同 上
一 市街化区域又は既成市街地等の地域内にある農業の用に供される土地等、建物又は構築物	市街化区域及び既成市街地等以外の地域内にある次に掲げる資産で、当該法人の上欄に規定する事業の用に

五 次に掲げる区域（以下この号に	三 次に掲げる区域（以下この号において「航空機騒音障害区域」という。）内にある土地等、建物又は構築物	四 次に掲げる区域（以下この号及び次号において「誘致区域」という。）以外の区域内にある土地等、建物又は構築物	イ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	○ 次号から第六号までにおいて同じで、当該法人の上欄に規定する事業の用に供されるもの
六 次に掲げる区域（以下この号に	イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四条第一項に規定する航空機騒音障害防止特別地区	ハ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第一項に規定する第二種区域	ロ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第一項に規定する第二種区域	航空機騒音障害区域以外の地域内にある特定資産（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）

五 次に掲げる区域（以下この号に	三 同 上	航空機騒音障害区域以外の地域内にある次に掲げる資産	口 建物、構築物又は機械及び装置 イ 土地等
	四 同 上	土地等（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）	口 建物、構築物又は機械及び装置 イ 土地等
	ハ 同 上	建物、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）	口 建物、構築物又は機械及び装置 イ 土地等
	ロ 同 上	建物、構築物又は機械及び装置（農業又は林業の用に供されるものに限る。）	口 建物、構築物又は機械及び装置 イ 土地等
	シ 同 上	誘致区域内にある土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置（農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。）	口 建物、構築物又は機械及び装置 イ 土地等
都市開発区域等内にある第二号の下			

おいて「都市開発区域等」という。) 及び誘致区域以外の地域内にある土地等、建物又は構築物(既成市街地等内にあるものにあつては、事務所若しくは事業所で政令で定めるものとして使用される建物又はその敷地の用に供されている土地等に限る。)

九 国内にある土地等、建物又は構築物で、当該法人により取得をされた日から引き続き所有されたこれらの資産のうち所有期間が十年を超えるもの	七・八 省略	六 既成市街地等及びこれに類する区域として政令で定める区域内にある土地等、建物又は構築物	<p>イ 首都圏整備法第二条第五項、近畿圏整備法第二条第五項又は中部圏開発整備法第二条第四項に規定する都市開発区域(政令で定める区域を除く。)</p> <p>ロ イに掲げる区域に類するものとして政令で定める区域</p>
国内にある土地等(事務所、事業所その他の政令で定める施設(以下の号において「特定施設」という。)の敷地の用に供されるもの(当該	省略	上欄に掲げる区域内にある特定資産で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施策の実施に伴い、当該施策に従つて取得をされるもの(政令で定めるものを除く。)	<p>上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては、農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。)</p> <p>業の用に供されるものに限る。)</p> <p>上欄のイからハまでに掲げる区域内にあるものにあつては、事務所若しくは事業所で政令で定めるものとして使用される建物又はその敷地の用に供されている土地等に限る。)</p> <p>イ 同上</p>

九 同上	七・八 同上	六 同上	<p>イ 同上</p> <p>上欄に掲げる区域内にある特定資産で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施設の実施に伴い、当該施策に従つて取得をされるもの(政令で定めるものを除く。)</p>
国内にある土地等、建物、構築物若しくは機械及び装置又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの	同上	上欄に掲げる区域内にある第二号の下欄のイ又はロに掲げる資産で、土地の計画的かつ効率的な利用に資するものとして政令で定める施設の実施に伴い、当該施策に従つて取得をされるもの(政令で定めるものを除く。)	<p>欄のイ又はロに掲げる資産(上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては、農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。)</p> <p>欄のイ又はロに掲げる資産(上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては、農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。)</p> <p>欄のイ又はロに掲げる資産(上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては、農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。)</p> <p>欄のイ又はロに掲げる資産(上欄のイに掲げる区域内にあるものにあつては、農業及び林業以外の事業の用に供されるものに限る。)</p>

駐車場の用に供されるものを含む。)

(又は駐車場の用に供されるもの(建物又は構築物の敷地の用に供されないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限り。)で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。)、建物、構築物若しくは機械及び装置又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの

十 省 略	省 略
-------	-----

2 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の買換資産(次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。)のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分をし、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3~6 省 略
7 第一項の規定を受けた買換資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定(第四十六条及び第四十六条の二並びにこれらの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。)は、適用しない。

8~15 省 略

(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十五条の八 法人が、昭和四十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(前条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで)の期間(次項において「対象期間」という。)内に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの(その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。)の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度(解散の日を含む事業年度及び被合併法人

駐車場の用に供されるものを含む。)

(又は駐車場の用に供されるもの(建物又は構築物の敷地の用に供されないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限り。)で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。)、建物、構築物若しくは機械及び装置又は国内にある鉄道事業の用に供される車両及び運搬具のうち政令で定めるもの

十 同 上	同 上
-------	-----

2 前項の規定を適用する場合において、当該事業年度の買換資産(次項の規定により買換資産とみなされた資産を含む。)のうちに土地等があり、かつ、当該土地等をそれぞれ前項の表の各号の下欄ごとに区分し、当該区分ごとに計算した当該土地等に係る面積が、当該事業年度において譲渡をした当該各号の上欄に掲げる土地等に係る面積を基礎として政令で定めるところにより計算した面積を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該買換資産である土地等のうちその超える部分の面積に対応するものは、同項の買換資産に該当しないものとする。

3~6 同 上
7 第一項の規定を受けた買換資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定(第四十六条から第四十六条の三まで及びこれらの規定に係る第五十二条の三の規定を除く。)は、適用しない。

8~15 同 上

(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)

第六十五条の八 法人が、昭和四十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで(前条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで)の期間(次項において「対象期間」という。)内に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの(その譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。)の譲渡をした場合において、当該譲渡をした日を含む事業年度(解散の日を含む事業年度及び被合併法人

の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後一年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第四項第二号において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用）に供する見込みであるとき（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用）に供する見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2518 省略

（特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第六十五条の九 法人が、昭和四十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（第六十五条の七第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十一年一月一日から平成二十六年十二月三十一日まで）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その交換による譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第一号から第六号までに規定する交換、換地処分

の合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む事業年度を除く。）終了の日の翌日から一年を経過する日までの期間（前条第三項に規定する政令で定めるやむを得ない事情があるため、当該期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該資産の取得をすることができるものとして、同日後一年以内において当該税務署長が認定した日までの期間。以下この項及び第四項第二号において「取得指定期間」という。）内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該取得をした資産を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該法人の事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その法人の事業の用）に供する見込みであるとき（当該法人が被合併法人となる適格合併を行う場合において当該適格合併に係る合併法人が取得指定期間内に当該各号の下欄に掲げる資産の取得をする見込みであり、かつ、当該取得の日から一年以内に当該合併法人において当該取得をした資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用（同表の第十号の下欄に掲げる資産については、その移転を受ける事業の用）に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。）は、当該譲渡をした資産の譲渡に係る対価の額のうち当該譲渡をした資産に係る同表の各号の下欄に掲げる資産の取得に充てようとする額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額を当該譲渡の日を含む事業年度の確定した決算において特別勘定を設ける方法（当該事業年度の決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理した場合に限り、その経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2518 同上

（特定の資産を交換した場合の課税の特例）

第六十五条の九 法人が、昭和四十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで（第六十五条の七第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日まで）の間に、その有する資産で同表の各号の上欄に掲げるもの（その交換による譲渡につき第六十三条第一項の規定の適用がある土地等を除く。以下この条において「交換譲渡資産」という。）と当該各号の下欄に掲げる資産（以下この条において「交換取得資産」という。）との交換（第六十五条第一項第一号から第六号までに規定する交換、換地処分